

会長及び副会長報酬規則 (会令第70号)

制 定 (平成17年10月7日第1回臨時総会決議、同18年4月1日から施行、同17年10月31日公示)
(平成26年3月19日第2回臨時総会決議、同27年4月1日から施行、同26年5月15日公示)

(目的)

第1条 この規則は、日本弁理士会会則(会則第17号)第65条の2第2項の規定に基づき、日本弁理士の会長(以下「会長」という。)及び副会長(以下「副会長」という。)に支給する報酬の種類及びその額並びにその支給方法について定めることを目的とする。(改正、平26・3・19臨時)

(報酬の種類)

第2条 会長及び副会長に支給する報酬は、給与及び退職慰労金とする。(改正、平26・3・19臨時)

(報酬額)

第3条 会長に支給する報酬の額は、年額1000万円とする。

2 副会長に支給する報酬の額は、年額360万円とする。(改正、平26・3・19臨時)

(支給方法)

第4条 第2条の会長及び副会長に支給する給与及び退職慰労金は、前条の報酬額をそれぞれ次のとおり配分して支給する。

(1) 会長 給与：年額840万円(月額70万円)、退職慰労金：年額160万円

(2) 副会長 給与：年額300万円(月額25万円)、退職慰労金：年額60万円

2 前項の退職慰労金は、年度途中における退任の場合には、当該年度分は原則として支給しない。ただし、退任の事由が次の各号のいずれかに該当する場合は、在任期間に応じて支給することができる。

(1) 就任後に判明又は発症した重篤な疾病により、職務の遂行が困難になったとき。

(2) 職務遂行中の事故(自然災害を含む。)による怪我で職務の遂行が困難になったとき。

(3) その他本人の責に帰すことのできない事由により、職務の遂行が困難になったとき。

3 報酬の支給方法に関する他の事項については内規で定める。

(本条追加、平26・3・19臨時)

附 則

この会令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

外部監事及び外部委員の報酬に関する規程 (内規第59号)

制 定 (平成13年1月30日正副会長会決議、即日施行、同年2月28日公示)

改 正 (平成13年5月15日正副会長会決議、即日施行、同年6月1日公示)

(平成18年3月14日正副会長会決議、同年4月1日から施行、同年4月28日公示)

(平成18年4月18日執行役員会決議、即日施行、同年5月31日公示)

(平成26年3月12日執行役員会決議、同年4月1日から施行、同年5月15日公示)

(平成26年12月3日執行役員会決議、同28年4月1日から施行、同27年3月16日公示)

(平成29年2月6日執行役員会決議、同年4月1日から施行、同年2月15日公示)

(目的)

第1条 この規則は、「日本弁理士会会則(会則第17号)」(以下「会則」という。)第61条第6号に定める外部常議員及び同第7号に定める外部監事(以下「外部役員」という。)並びに会則その他の例規によって設置された組織の構成員のうち会員以外の者(以下「外部委員」という。)の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。(改正、平26・12・3、同29・2・6)

(外部委員)

第2条 前条の外部委員は次の者をいう。

(1) 会則第73条第1項の規定により外部意見聴取会を構成する有識者

- (2) 会則第101条第3項の規定により委嘱された委員会の外部委員
- (3) 会則第121条第13項の規定により学識経験者から委嘱された紛議調停委員会の臨時委員 (改正、平18・4・18)
- (4) 会則第129条第3項の規定により学識経験者から委嘱された登録審査会の委員
- (5) 不服審議委員会規則 (会令第77号) 第2条第2項の規定により、会員以外の者から選任して委嘱された不服審議委員会の委員 (本号追加、平18・4・18、改正、平26・12・3)
- (6) 審査委員会規則 (会令第37号) 第5条第2項の規定により、弁理士以外の者から選任して委嘱された審査委員会の外部委員及び外部予備委員 (本号追加、平26・12・3)
- (7) 綱紀委員会規則 (会令第38号) 第4条第1項の規定により、弁理士以外の者から選任して委嘱された綱紀委員会の外部委員 (本号追加、平26・12・3)

(報酬金額)

第3条 外部役員及び前条各号に掲げる外部委員に対する報酬金額は、次の各号に掲げる外部役員又は外部委員の場合は、それぞれその者の属する常議員会 (分科会規則 (会規第13号) 第1条に定める分科会 (以下「分科会」という。) を含む。) 若しくは監事会又は委員会への出席1回当たり当該各号に掲げる額とし、当該金額に消費税を加算して支給する。(改正、平18・4・18、同26・3・12、同26・12・3、同29・2・6)

- (1) 外部常議員 28,600円 (本号追加、平29・2・6)
 - (2) 外部監事 28,600円 (改正、平26・3・12、旧第1号線下、平29・2・6)
 - (3) 登録審査会の委員 28,600円 (改正、平26・3・12、旧第2号線下、平29・2・6)
 - (4) 外部意見聴取会の有識者 28,600円 (改正、平13・5・15、同26・3・12、旧第3号線下、平29・2・6)
 - (5) 紛議調停委員会の臨時委員 23,850円 (改正、平26・3・12、旧第4号線下、平29・2・6)
 - (6) 不服審議委員会の外部委員 23,850円 (本号追加、平18・4・18、改正、平26・3・12、旧第5号線下、平29・2・6)
 - (7) 審査委員会の外部委員及び外部予備委員 23,850円 (本号追加、平26・12・3、旧第6号線下、平29・2・6)
 - (8) 綱紀委員会の外部委員 23,850円 (本号追加、平26・12・3、旧第7号線下、平29・2・6)
 - (9) 委員会の外部委員 23,850円 (旧5号線下、平18・4・18、改正、平26・3・12、旧第6号線下、平26・12・3、旧第8号線下、平29・2・6)
- 2 前項の規定にかかわらず、外部常議員が、同日に開催された常議員会及び分科会の両方に出席したときは、片方にのみ出席したものとみなして前項第1号の規定を適用する。(本項追加、平29・2・6)

(旅費等)

第4条 外部役員及び外部委員に対しては、前条に規定する報酬以外に、調査等のために必要と認められる費用及び旅費を支給することができる。(改正、平29・2・6)

- 2 前項の旅費は、国内旅費及び日当規程 (内規第32号) の定めに基づいて支給するものとする。(本項追加、平29・2・6)

(報酬金額の変更)

第5条 第3条の規定にかかわらず、執行役員会は、外部役員及び外部委員の報酬金額をその職務の負荷量等に対応して変更することができる。(改正、平18・3・14、同29・2・6)

附 則

この規程は、平成13年1月30日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、平成13年5月15日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、平成18年4月18日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。